

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長																																													
2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">対象税目</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 15%;">政策評価の対象税目</td> <td style="width: 70%;">法人税(国税6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">②</td> <td>上記以外の税目</td> <td>所得税</td> </tr> </table>	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人税(国税6)		②	上記以外の税目	所得税																																						
対象税目	①	政策評価の対象税目	法人税(国税6)																																												
	②	上記以外の税目	所得税																																												
3	要望区分等の別	【延長】【単独】																																													
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の高額な医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の 12%の特別償却が受けられる。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>現行制度を対象機器の見直しを行った上で、平成 31 年度以降も2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第 12 条の2第1項第1号、第 45 条の2第1項第1号、第 68 条の 29 第1項第1号</p>																																													
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課																																													
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:平成 30 年8月</p> <p>分析対象期間:平成 27 年～平成 29 年</p>																																													
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和54年創設以降、償却率・取得価格の下限を見直しながら2年毎に延長。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年度</th> <th style="width: 20%;">償却率</th> <th style="width: 50%;">取得価格の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和54年(創設)</td> <td style="text-align: center;">25%</td> <td style="text-align: center;">800 千円</td> </tr> <tr> <td>昭和56年</td> <td style="text-align: center;">20%</td> <td style="text-align: center;">1,100 千円</td> </tr> <tr> <td>昭和58年</td> <td style="text-align: center;">18%</td> <td style="text-align: center;">1,400 千円</td> </tr> <tr> <td>昭和60年</td> <td style="text-align: center;">16%</td> <td style="text-align: center;">同上 千円</td> </tr> <tr> <td>昭和62年</td> <td style="text-align: center;">同上</td> <td style="text-align: center;">1,600 千円</td> </tr> <tr> <td>平成元年</td> <td style="text-align: center;">15%</td> <td style="text-align: center;">同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成3年</td> <td style="text-align: center;">同上</td> <td style="text-align: center;">1,800 千円</td> </tr> <tr> <td>平成4年</td> <td style="text-align: center;">同上</td> <td style="text-align: center;">2,000 千円</td> </tr> <tr> <td>平成5年</td> <td style="text-align: center;">同上</td> <td style="text-align: center;">2,200 千円</td> </tr> <tr> <td>平成6年</td> <td style="text-align: center;">14%</td> <td style="text-align: center;">同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成7年</td> <td style="text-align: center;">12%</td> <td style="text-align: center;">2,400 千円</td> </tr> <tr> <td>平成9年</td> <td style="text-align: center;">14%</td> <td style="text-align: center;">4,000 千円</td> </tr> <tr> <td>平成11年</td> <td style="text-align: center;">同上</td> <td style="text-align: center;">同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成13年</td> <td style="text-align: center;">同上</td> <td style="text-align: center;">同上 千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	償却率	取得価格の下限	昭和54年(創設)	25%	800 千円	昭和56年	20%	1,100 千円	昭和58年	18%	1,400 千円	昭和60年	16%	同上 千円	昭和62年	同上	1,600 千円	平成元年	15%	同上 千円	平成3年	同上	1,800 千円	平成4年	同上	2,000 千円	平成5年	同上	2,200 千円	平成6年	14%	同上 千円	平成7年	12%	2,400 千円	平成9年	14%	4,000 千円	平成11年	同上	同上 千円	平成13年	同上	同上 千円
年度	償却率	取得価格の下限																																													
昭和54年(創設)	25%	800 千円																																													
昭和56年	20%	1,100 千円																																													
昭和58年	18%	1,400 千円																																													
昭和60年	16%	同上 千円																																													
昭和62年	同上	1,600 千円																																													
平成元年	15%	同上 千円																																													
平成3年	同上	1,800 千円																																													
平成4年	同上	2,000 千円																																													
平成5年	同上	2,200 千円																																													
平成6年	14%	同上 千円																																													
平成7年	12%	2,400 千円																																													
平成9年	14%	4,000 千円																																													
平成11年	同上	同上 千円																																													
平成13年	同上	同上 千円																																													

			<table border="1"> <tr> <td>平成15年</td> <td>同上</td> <td>5,000 千円</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成21年 ※1</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成23年 ※2</td> <td>12%</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成25年 ※3</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成27年 ※3</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成29年 ※3</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> </table> <p>※1 平成21年度延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のものに限定。</p> <p>※2 平成23年度延長においては、償却率の見直しと併せて、対象とする機器の見直しも実施。</p> <p>※3 平成25年度、平成27年度及び平成29年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施。</p>	平成15年	同上	5,000 千円	平成17年	同上	同上 千円	平成19年	同上	同上 千円	平成21年 ※1	同上	同上 千円	平成23年 ※2	12%	同上 千円	平成25年 ※3	同上	同上 千円	平成27年 ※3	同上	同上 千円	平成29年 ※3	同上	同上 千円
平成15年	同上	5,000 千円																									
平成17年	同上	同上 千円																									
平成19年	同上	同上 千円																									
平成21年 ※1	同上	同上 千円																									
平成23年 ※2	12%	同上 千円																									
平成25年 ※3	同上	同上 千円																									
平成27年 ※3	同上	同上 千円																									
平成29年 ※3	同上	同上 千円																									
8	適用又は延長期間		平成31年4月1日から平成33年3月31日まで																								
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本制度は医療を行う上で必要不可欠な医療用機器について、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な機器の新規取得、買い換えなど、その普及促進及び充実化を図り、安心して安全な最新の医療技術を広く提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p>																								
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>																								
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られることにより、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進され、地域において良質かつ適切な医療が提供される。</p>																								

10	有効性等	① 適用数	平成 27 年度 (法人税) 699 件 (所得税) 237 件 平成 28 年度 (法人税) 702 件 (所得税) 235 件 平成 29 年度 (法人税) 701 件 (所得税) 234 件 ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計、詳細は別添参照
		② 適用額	平成 27 年度 (法人税) 2,078 百万円 (所得税) 704 百万円 平成 28 年度 (法人税) 2,216 百万円 (所得税) 743 百万円 平成 29 年度 (法人税) 2,147 百万円 (所得税) 723 百万円 ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計、詳細は別添参照
		③ 減収額	平成 27 年度 (法人税) 497 百万円 (所得税) 175 百万円 (住民税) 64 百万円 (事業税) 137 百万円 平成 28 年度 (法人税) 519 百万円 (所得税) 183 百万円 (住民税) 67 百万円 (事業税) 146 百万円 平成 29 年度 (法人税) 502 百万円 (所得税) 179 百万円 (住民税) 65 百万円 (事業税) 142 百万円 ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計、詳細は別添参照
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成 30 年 7 月に実施した四病院団体協議会へのアンケート調査の結果、124 病院のうち、31 病院で本制度が利用されているが、地域において良質かつ適切な医療を提供するためには、まだまだ利用されていないものと考えられる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 地域において良質かつ適切な医療を提供する医療機関(病院)において、全国の4分の1程度ではあるものの本制度が利用されており、一定の効果はあるものと考えられる。 なお、平成 28 年 7 月に実施した前回のアンケート調査では、118 病院のうち、39 病院で本制度が利用されている。
		⑤ 税込減を是認する理由等	高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国民に良質かつ適切な医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えを促進する必要があるため、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。 また、一定金額以上の高額な医療用機器の購入者に対し、幅広く支援を行うために、税制による優遇措置を行うことが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—

		③ 地方公共団 体が協力す る相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期		平成 28 年 8 月

高額な医療用機器の特別償却制度 適用実績、減収見込額推計

(単位：千円)

【平成27年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑤合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額	基準税率		法人住民税		法人事業税		
											(住民税)	(事業税)					
医療法人	病院	18,876	5,737	108,291,612	89.8%	97,245,868	74.7%	2,077,722	23.9%	496,576	3.2%	-	都道府県	15,890	-		
	診療所	1,875	40,220	75,412,500	38.5%	29,033,813					9.7%	-	市町村	48,168	-		
	歯科	1,524	12,880	19,629,120	41.1%	8,067,568					12.9%	6.6%	合計	64,058	137,130		
個人	病院	5,944	266	1,581,104	89.8%	1,419,831	25.3%	703,700	16.1%	113,296							
	診療所	1,398	43,324	60,566,952	38.5%	23,318,277					8.7%	61,222					
	歯科	910	55,244	50,272,040	41.1%	20,661,808											
合計		30,527	157,671	315,753,328		179,747,165	100.0%	医療法人との割合から算出	別表1から引用	671,094							

【適用件数の推計】

	適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	699	74.7%	
所得税		25.3%	237

【別表1】平成27年所得

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	15,985	1000~ 2000万円	16.1%
診療所	10,103		
歯科	6,189	500~ 1000万円	8.7%

【平成28年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑤合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額	基準税率		法人住民税		法人事業税		
											(住民税)	(事業税)					
医療法人	病院	18,566	5,754	106,828,764	89.8%	95,932,230	74.9%	2,215,726	23.4%	518,480	3.2%	-	都道府県	16,591	-		
	診療所	1,743	41,140	71,707,020	38.5%	27,607,203					9.7%	-	市町村	50,293	-		
	歯科	1,720	13,393	23,035,960	41.1%	9,467,780					12.9%	6.6%	合計	66,884	146,238		
個人	病院	6,489	240	1,557,360	89.8%	1,398,509	25.1%	742,520	16.1%	119,546							
	診療所	1,379	42,770	58,979,830	38.5%	22,707,235					8.6%	63,857					
	歯科	911	54,930	50,041,230	41.1%	20,566,946											
合計		30,808	158,227	312,150,164		177,679,903	100.0%	医療法人との割合から算出	別表2から引用	701,883							

【適用件数の推計】

	適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	702	74.9%	
所得税		25.1%	235

【別表2】平成28年所得

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	16,000	1000~ 2000万円	16.1%
診療所	10,103		
歯科	6,435	500~ 1000万円	8.6%

【平成29年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑤合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額	基準税率		法人住民税		法人事業税		
											(住民税)	(事業税)					
医療法人	病院	18,721	5,754	107,720,634	89.8%	96,733,129	75.0%	2,146,724	23.4%	502,333	3.2%	-	都道府県	16,075	-		
	診療所	1,809	41,140	74,422,260	38.5%	28,652,570					9.7%	-	市町村	48,726	-		
	歯科	1,622	13,393	21,723,446	41.1%	8,928,336					12.9%	6.6%	合計	64,801	141,684		
個人	病院	6,217	240	1,492,080	89.8%	1,339,888	25.0%	723,110	16.1%	116,421							
	診療所	1,389	42,770	59,407,530	38.5%	22,871,899					8.7%	62,911					
	歯科	911	54,930	50,041,230	41.1%	20,566,946											
合計		30,669	158,227	314,807,180		179,092,768	100.0%	医療法人との割合から算出	別表3から引用	681,665							

*施設数は、平成28年10月1日現在のものを使用

*減価償却費、特別償却額は、平成27年度と平成28年度の平均値を使用

【適用件数の推計】適用件数は平成27、28年度の平均値

	適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	701	75.0%	
所得税		25.0%	234

【別表3】平成27、28年所得の平均値

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	15,993	1000~ 2000万円	16.1%
診療所	10,103		
歯科	6,312	500~ 1000万円	8.7%

【出典】

- ・第21回医療経済実態調査結果(減価償却費(医療機器)、課税前所得)
- ・医療施設調査結果(施設数)
- ・医療機関等の設備投資に関する調査結果(500万円以上の医療機器割合)
- ・租税特別措置法の適用実態調査結果(特別償却額、適用件数)
- ・申告所得税標本調査結果(区分(所得階層)、所得税負担率)